

(5) 仙 倒 来 へ の 対 応

午後8時以降受付往電案

極 秘
無 期 限

部の内
号

※総第 063891号001公館宛

平成 昭和 1 年 7 月 31 日 7 時 47 分 秒 受付

暗 ・ 略

電 信 案

大 臣 秘書官 政務次官 事務次官 外務審議官 外務審議官 官 房 長	主管 情報調査局長 御出張中 審 議 官 企画課長 首席事務官	※発電係 1 2 起 案 昭和 元年 7 月 6 日 平成 起案者 電話番号 2727
	協議先 法務課長 国際機構課長 開発途上地域課長 外国人課長 中国課長 北米十一課長 西欧十一課長 西欧十二課長	

在 仏 大使 総領事 外務大臣 発

件 名 事務連絡

主管・文書記号

情 企

※電番

第2456号

大至急

至急

普通

(優先処理)

パターン・コード

転電

転送

転報

在

※転電番号

大 使 ・ 総領事 あり

大至急

至急

普通

(優先処理)

※

06389107

大至急

FUTU

漢

自暗

GB-1

外 務 省

回覧番号

(注意) 1枚目は、機械で処理しますので、折り曲げない様願います。

(八〇字)

1245
52付

(情企 有 2727)

(縦印欄内は電信課記入)

(昭和六二・一〇・六改正)

池田 情 報 調 査 局 審 議 官 よ り

外 務 省

(二八〇字)

1. 第 1 パラ

(1) 人権への言及 ~~の可否~~

(い)

① 言及自体は差し支えないが、案文に工夫を要する。

(ロ)

② 人権、人道上の観点から、中国政府の行為を批判して然るべきであり、民主化運動の武力鎮圧については強く批判されて然るべきも、死刑執行等に直接言及することは、中国側が国内法に基づき執行した旨主張している以上、中国側に「内政干渉云々」の口実を与えるため避けることが望ましい。。

(い)

③ 対案としては、「the continuation of executions」を削除するか、より一般的な言及振りとする。

2. 第 2 パラ

(1) 閣僚とハイ・レベル関係の停止、軍事協力の停止、武器貿易の停止

(三六〇字)

(4) ① 我が国の実体に鑑み、案文自体が不正確。

(4) ② 我が国については、「引き続き軍事協力・武器貿易は行わないこととする」ということで、「suspend」は実体にあわない。また、閣僚とハイ・レベル関係も、実体面では当面交流の予定はないというに過ぎない。

(い) ③ どうしても措置の内容を書くというのであれば、単に措置を例示の形にするのも一案か。

(2) 世 銀 の 新 規 融 資 の 停 止

(4) ① 可能であれば削除。

(4) ② サミット諸国が共同して中国や世銀に対し圧力をかけているとのラインを対外的に明確にすることは、中国を孤立させることに繋がる恐れがあり、得策でない。また、他の民間銀行等の対中融資を消極化させ、中国经济を極めて困難な状況に陥れる惧れが大である点、経済制裁の意味合いを有しており、適切ではない。

(三八〇字)

(4)	削除が困難であれば、第2パラ第2文前段
⑧	を、例えば以下の通りとするよう、トーン・
	ダウンに努力することとする。
	「Furthermore we noted that the
	examination of new loans by the World
	Bank has been postponed and that . . .」
(5)	④ 参考 (事実関係)
(a)	(☒) ある対中新規融資案件が、世銀の理事
	会に事務局より議題として上がりそうであっ
	たところ、右掲上は当面延期された。これは、
	中国情勢に鑑み、米国を始めとする先進国の
	感觸を踏まえ、コナブル総裁が、今回の理事
	会での審議は見送ることが適当である(上程
	されて否決されたら、今後当分復活する見込
	みもない)として、中国の理事を説得したこ
	とによる模様。
(b)	(☒) 米は、上記に先立ち、本件承認は無期
	限延期すべしと対外的に発表し、我が国を含
	め各国にデマルシェを行った。

(三八〇字)

(☒) 我が国は、本件審議に関して、中国国内の情勢が調達も含めプロジェクトを実施するような情勢に未だないという技術的な理由をもって、我が国理事よりコナブル総裁に対し、延期が望ましい旨コメントを行った。

(3) 新規貿易保険の引き受け停止。

(☒) ① 不可。

(☒) ② 貿易保険の新規引き受けを行わないことは、経済上の「間接的制裁」とも言い得るもの。貿易にまで影響を与えるような措置は採るつもりはなく、中国とは言^{一定}ての関係を維持する必要がある（米国政府も同様の立場と理解）。又、物や人の交流の振興を通じて中国の改革・開放の進展を促し、中国がより開かれ、民主化された国となることを促進することが、長期的にみれば中国人民の福祉にもかなうと思料。

(☒) ③ 第 2 パラ第 2 文後段を、前述の (3) (☒) ② に

(三八〇字)

続け、以下の通りとする。

「・・・has been postponed and that some appropriate measures have been taken concerning new requests for credit insurance.」

(G)

④ 注

仏案では「credit insurance」とのみ述べており、その意味するところが狭義の「普通輸出保険」なのか、広義の「貿易保険」（我が国法制度上は、普通輸出保険の他、輸出代金保険（プラント輸出等を対象）、投資保険（直接投資等を対象）等も含まれる）なのか不明である（この英語では、一義的には意味が決まってこない）。

（参考）

(A) 貿易保険は、企業が負う非商業的リスクを減少させ、貿易を促進する上で少なからぬ役割を果たしている。その新規引き受けの停止は、民間企業の対中輸出をデスカレッジ

するものであり、従って、経済上の「間接的制裁」とも言い得る。

(☒) 既に、我が国も貿易保険につき具体的措置を採っている（「優良国」扱いから「準優良国」扱いへの変更。即ち、保険料率の引き上げ、リスク・カバレッジの縮小等）。従って、どうしても本件に言及せざるを得ない場合には、我が国が既に採った具体的措置の範囲内の表現にとどめられるのであれば、最終的には止むを得ない。

(☒) 尚、宣言案の存在には触れることなく、通産当局の感触を内々打診したところ、通産も新規貿易保険の引き受け停止乃至延期には強く反対していた。

また、経済界からの反発も十分考えられる。

(☒) 実体に注目すれば、これまで輸出保険を申請してきた企業は少なくなく（最近一年間の輸出保険の引き受け総額は、対中輸出総額の半分近くを占める）、更に、今般の事態

(三八〇字)

により、新たに申請を行う企業が増える中で
の新規引き受け停止は、かかる企業の対中輸
出マインドを大きく削減するものであり、ま
た、輸出保険の付保を条件としている輸銀融
資（サプライヤーズ・クレディット）が事実
上ストップしてしまうことにもなり、日中貿
易に与える影響は極めて大きいと言え、貿易
量が落ち込む惧れもあり。

(ホ) 更に、今般の事態により、いわゆる「
駆け込み付保（保険に加盟すること）」が急
増しており、民間企業にとって、対中輸出保
険の持つ意味が高まってきている状況下での
本件措置は、中国情勢の不透明感と併せて、
民間企業に更なる不安感を与えることともな
り、その心理的影響は極めて大。特に、政府
がかかる措置を採ることの政治的・象徴的な
意味も無視し得ず、今後の日中経済関係全般
にマイナスの影響を及ぼすこととなろう。

(ケ) 以上、我が国の対中輸出、即ち、中国

(三八〇字)

の対日輸入が極めて困難な状況に陥る恐れ大
 であるところ、日中貿易が中国の対外貿易の
 上で大きな比重を占めている点に鑑みれば、
 改革・開放の下、西側から資金と設備・技術
 を導入して近代化を進めるという中国の現政
 策を頓座させ、中国をして極めて不安定な国
 に追い込むことともなり、西側として採るべ
 き措置ではなく、また、中国国民を苦しめる
 ことにもなることを考えれば、決して賢明な
 措置ではない。

(☒) 尚、貿易保険制度の概要についての資
 料を別電する。

(FAX送)

(5) 留学生への査証供与

(1)
 ① 原案で可。

(了)

午後8時以降受付往電案

FAX信

※総第 063892号001公館宛 GM8040-02

平成 昭和 1 年 7 月 31 日 1 時 32 分 7 秒 略 略 秒 受付

略 略

電 信 案

大至急

電信課長

夫 臣
秘書官
政務次官
事務次官
外務審議官
外務審議官
官 房 長

主管 情報調査局長
審 議 官
企 画 課 長
首席事務官

※発電係 1 2
起 案
昭和 元年 7 月 6 日
起案者 電話番号
有 2727

協議先

(※印欄内は電信課記入)

FAX

(注意) 1枚目は、機械で処理しますので、折り曲げない様願います。

在 仙 大使 総領事 あて 外務大臣 発

件 名 事務連絡 (資料送付)

主管・文書記号

情 企

※電番

FAX信

大至急
普通

至急

(優先処理)

パターン・コード

転電

転送 在

転報

※転電番号

大 使 ・ 総 領 事 あ て

大至急

至急

普通 (優先処理)

往電第2456号 別FAX信

※

06389220 大至急 FUTU

F信

GB-I

外 務 省

回覧番号

(昭和六二・一〇・六改正)

貿易保険制度の概要

GM8040 2

1. 制度目的

輸出、輸入、仲介貿易、海外投資等の対外取引において生ずる為替取引制限等の非常危険及び相手方の破産等の信用危険をてん補する制度。

2. 制度発展の歴史

- ① 昭和25年の制度発足当初は輸出振興を目的。その後、輸出構造高度化、海外投資促進、資源開発促進等の時々の政策課題に機動的に対応。
- ② 近年の累積債務問題の深刻化に対しては、保険引受及び保険金支払いを通じて債務国への資金還流に貢献。
- ③ 昭和62年の制度改正により、輸出のみならず輸入、仲介貿易等をトータルにカバーする国際貢献型の制度に改組拡充。

3. 現行8保険種がてん補する損失の概要

(1) 輸出関係

- ①普通輸出保険——主として船積前の輸出不能
- ②輸出代金保険——ブラント等の輸出に係る船積後の代金回収不能
- ③輸出手形保険——船積後の手形不渡りによる銀行の損失
- ④輸出保証保険——ブラント等の輸出に係るボンドの不当没収
- ⑤為替変動保険——ブラント等の輸出に係る輸出者の為替差損

(2) 輸入関係

- ⑥前払輸入保険——輸入貨物が到着しない場合の前払い代金の回収不能

(3) 仲介貿易関係

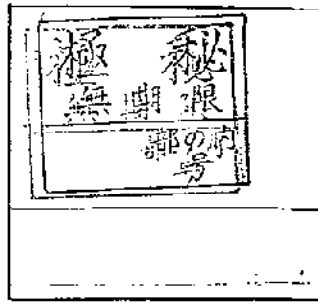
- ⑦仲介貿易保険——外国間で貨物を移動する仲介貿易を行った場合の、仕向国政府の外貨送金制限、仕向国企業の倒産等による代金回収不能

(4) 海外投資関係

- ⑧海外投資保険——海外投資（出資、融資等）に係る非常危険（戦争・革命・収用等）及び信用危険（投資先企業の破産）による投資者の損失

4. 保険財政規模

昭和61年度の引受保険金額は、全保険種合計で約7兆円と、世界でも最大規模の貿易保険制度。また、61年度末の保険引受残高は約11兆円。61年度末までの保険引受額累計は、約160兆円、引受件数は約1500万件。



※総第

※昭和

年時

月分

日秒受付

暗・略

電 信 案

電信課長 大臣 秘書官 政務次官 事務次官 外務審議官 外務審議官 官房長	主管 情報調査局長 御出張中 審議官 企画課長 首席事務官	※発電係 1 2 起案 昭和元年7月6日 起案者 電話番号 2727
	協議先 法務課長 国際機関課長 開発途上地域課長 外国人課長 中国課長 北米才一課長 西欧才二課長	

在 仙	大使 総領事 みて	外務大臣 発
件名 事務連絡		
主管・文書記号 情企	※電番	大至急 至急 普通 (優先処理)
転電 転送 在 転報	※転電番号 大使・総領事みて	大至急 至急 普通 (優先処理)
(80字)		
※		

GB-1

外務省

回覧番号

就この形を以て明日9時までに情報局長、情企長に
伝達する必要がある。本日二十時半までに御決裁願います。
(情企 有格 2727)

(※印欄内は電信録記入)

(昭和六二・一〇・六改正)

とするのも一案。

「 This repression has led ~~each of us~~ to respectively in such a manner as each of us deems appropriate, take ~~certain~~ measures, such as the postponement suspension of bilateral ministerial and high-level relations (and suspension of) military cooperation and arms trade with China. 」

(2) 閣僚とハイ・レベル関係の停止

① 不適當。

② 我が国は、実体面では当面交流の予定はないものの、サミット国が共同して対中措置をとった乃至とりつつあるとのラインを打ち出すことは、徒らに中国の反発を招き、中国の硬化・孤立化を招く懸念がある。

③ 上記 (1) のように、過去に採った措置の例示のみを行う。

(3) 世銀の新規融資の停止

① 可能であれば削除。

※総第

※昭和

年時

月分

日秒受付

暗・略

電 信 案

極秘	秘
無期	限
部	号

電信課長

大臣 秘書官 政務次官 事務次官 外務審議官 外務審議官 官 署 長	主管 情報調査局長 御出張中 審 議 官 企画課長 首席事務官	※発電係 1 2 起 案 昭和元年7月6日 起案者 電話番号 有 告 2727
	協議先 法務課長 国際機務課長 開発途上地域課長 外国人課長 中国課長 北米才一課長 西欧才一課長 西欧才二課長	

(※印欄内は電信課記入)

(注意) 1枚目は、機械で処理しますので、折り曲げない様願います。

在	仏	大使 総領事	あて	外務大臣 発
件 名 事務連絡				
主管・文書記号	※電番	大至急 普通 (優先処理)	至急	パターン・コード
情 企				
転電 転送 在 転報	※転電番号	大至急 至急 普通 (優先処理)		
大 使 ・ 総 領 事 あ て				
(八〇字)				
※				

(昭和六二・一〇・六改正)

GB-1

外 務 省

回覧番号

戦況急変、明日のPR会合前に情報局長、情企長に
任之る必要あり、手すので本日二十時半までに御決裁願います
(情企 有 告 2727)

今川 公使へ

池田 情報調査局審議官より

今次サミットにおける中国問題の取り扱い
振り、及び中国問題そのものに関する我が方
考え方は、既にお伝えしてありますが（仏宛
往電第2410、2411、2412号）、
御参考までに、仏側宣言案への取り敢えずの
コメント（下記の各点につき、①には言及の
可否、②にその理由、③に代替案を記してお
きます）をお送りしますので、貴地出張中の
山下情報調査局長及び宮本企画課長に手交願
います。尚、本殿の扱いにつきましては、く
れぐれも御留意願います。

1. 第1パラ

(1) 人権への言及 ~~の可否~~

① 言及は不適当。

② 民主化運動の武力鎮圧についてはともかく

GB-3
人権、人権の保護が中国の政治情勢の改善に必要不可欠。
V字に

（この文も重要）

（三）

死刑執行等と直接リンクした形で人権を無視
したものであることは、中国側が国内法に基
づき執行した旨主張している以上、かかる国
内法の適用が人権に背馳する旨主張するに等
しく、中国側の強い反発を招くことが予想さ
れ、かつ中国側に「内政干渉云々」の口実を
与えるため、
(死刑執行+人権を無視して暴行+殺害)
(酷刑+拷問+虐待+殺害)

③ 対案としては、人権への直接的な言及を避
け、我が国が案文を、

the continuation of executions を削除し、
より穏当な表現とする。(人権は尊重し、
2. 第2パラ を入れたらいい)

(1) (1) 軍事協力の停止 (関係とハ・V.M.V 交流74%)

① 我が国の実体に鑑み、案文自体が不正確。

② 我が国については「引き続き軍事協力を
行わないこととする」ということであり、
suspend は実体に合わない。
(ハ・V.M.V)
(人権法に抵触する表現は削除)

③ どうしても措置の内容を書くというのであ
れば、
(更に慎重に)
交流の停止等の他の措置
と共に例示し、第2パラ第1文を以下の通り

☒ (2) 閣僚とハイ・レベル関係の停止

① 不适当。

③ 記 (V) の よう に、 過 去 に 採 っ た 措 置 の
例 示 の み を 行 う。

(3) 世 銀 の 新 規 融 資 の 停 止

① 可能であれば削除

② サミット諸国が共同して中国や世銀に対し
圧力をかけているとのラインを¹⁴対外的に明確

にすることは、中国を孤立させることに繋が

る恐れがあり、得策でない¹⁵の¹⁶も¹⁷に¹⁸公表する。

③ ~~前条が用済であるが~~、第2パラ第2文前段
を以下の通りとする。

「 Furthermore we noted that the
examination of new loans by the World
Bank has been postponed and that . . 」

④ 参考 (事実関係)

(イ) ある対中新規融資案件¹⁹について²⁰の世銀
の対中融資理事会の審議が、当面延期された。

これは、²¹中国情勢に鑑み²²、~~審議が延期されたこと~~

~~は、我が国が中国に抱く懸念を表明する機会を失うこと~~
~~に懸念を覚えることと懸念した我が国も含めた先~~

進国の感触を踏まえ、コナブル総裁が中国側
に、²³月日は上げられなくてもよい²⁴（上げられて否定されたら、今後当分
を説得したことによる²⁵後者を見る見込みもない）と

(ロ) 米は、上記に先立ち、本件承認は無期
限延期すべしと対外的に発表し、我が国を含

め各国にデマルシェを行った。

(ハ) 我が国は、本件審議に関して、中国国内の情勢が調達も含めプロジェクトを実施するような情勢に未だないことを理由に、コナブル総裁に対し、延期が望ましい旨コメントを行った。

(4) 新規貿易保険の停止。

① 不可。

② 輸出保険は、企業が負う非商業的リスクを減少させ、貿易を促進する上で少なからぬ役割を果たしている。従って、その新規引き受けを行わないことは、民間企業の対中輸出をデスカレッジするものであり、経済上の「間接的制裁」とも言い得るもの。故に、本措置は採ることとは、中国を孤立化させないとの方針から逸脱。又、物や人の交流の振興を通じ

て中国の改革・開放の進展を促し、中国がより開かれ、民主化された国となることを促進

することが、長期的にみれば中国人民の福祉にもかなうと思料。

(前項(3)②に続く)

③ 第2パラ第2文後段を以下の通りとする。

「・・・has been postponed, and that some appropriate measures have been taken concerning new requests for credit insurance.」

④ 注

仏案では「credit insurance」とのみ述べており、その意味するところが狭義の「輸出保険」なのか、広義の「貿易保険」(我が国法制度上は、輸出保険の他、投資保険等も含まれる)なのか不明である(この英語では、一義的には意味が決まっていこない)。以上の議論は、「輸出保険」が意味されていることを前提としているが、万一仏側が「貿易保険」を意図している場合には、特に対中投資との関係で、我が国としてかかる案を受け入れることは不可能。

1
[a] [i] [p] [a] [i] [q] [i] 2 2 2
[a] [i] [p] [a] [i] [q] [i] 2 2 2
[a] [i] [p] [a] [i] [q] [i] 2 2 2

別表 EC 7 項 A

半 2 回 9 点 7



日本 7 点

・ 総計 11

仙提室 (事件 13 点 18 歳 7 点)



T=un

炸薬用

文

1 ~ 2 書

「世に紙なり」

全面叩

(参考)

(イ) 既に、我が国も輸出保険につき具体的措置を採っている(「優良国」扱いから「準優良国」扱いへの変更、保険料率の引き上げ、リスク・カバレッジの縮小)。従って、^(例に)本件に言及する場合には、我が国の具体的措置の範囲内の表現にとどめるべき。~~そのほか、新規定の適用は、例に~~

(ロ) 尚、宣言案の存在には触れることなく、通産当局の感触を内々打診したところ、通産も新規輸出保険の延期には強く反対していた。

(ハ) 実体に注目すれば、これまで民間企業は、中国を「安定した国」と見成してきたこともあってか、輸出保険を申請する企業は殆どなかった。その意味では、新規引き受け停止も実質的影響を及ぼさない可能性もある。しかし、本件措置は、中国情勢の不透明感と併せて、民間企業に更なる不安感を与えることともなり、心理的影響は極めて大。~~更に、~~

~~政府がかかる措置をすることは、政治的・経
済的な意味で、今後の日中貿易にマイナスの
影響を及ぼす可能性あり。~~

(5) 留学生への査証供与

① 原案で可。

(了)

極 秘
無 期 限
部 の 内 号

※総第

※昭和

年 時

月 分

日 秒 受付

暗 略

電 信 案

電信課長

大 臣
秘書官
政 務 次 官
事 務 次 官
外 務 審 議 官
外 務 審 議 官
官 房 長

主管
情報調査局長 御出張中
審 議 官
企 画 課 長
首席事務官

※発電係 1 2
起 案
昭和元年 7 月 6 日
平次
起草者 電話番号 2727

協議先
法 務 課 長
国際機関課長
開発途上地域課長
外国人課長
中国課長
北米第一課長
西欧第一課長
西欧第二課長

在 仏	大使 総領事 あり	外務大臣 発
件 名 事務連絡		
主管・文書記号 情 企	※電番	大至急 至急 普通 (優先処理)
転電 転送 在 転報	※転電番号	大至急 至急 普通 (優先処理)
パターン・コード		
大 使 ・ 総 領 事 あ て		
※		

(注意) 1枚目は、機械で処理しますので、折り曲げない様願います。

(八〇字)

(※印欄内は電信課記入)

(昭和六二・一〇・六改正)

GB-1

外 務 省

回覧番号

或る程度まで明日の午後までで本日午後までで御決裁願います
(情企 結 2727)

今 川 公 使 へ

池 田 情 報 調 査 局 審 議 官 よ り

今 次 サ ミ ッ ト に お け る 中 国 問 題 の 取 り 扱 い
振 り 、 及 び 中 国 問 題 そ の も の に 関 す る 我 が 方
考 え 方 は 、 既 に お 伝 え し て あ り ま す が (仏 宛
往 電 第 2 4 1 0 、 2 4 1 1 、 2 4 1 2 号) 、
御 参 考 ま で に 、 仏 側 宣 言 案 へ の 取 り 敢 え ず の
コ メ ン ト (下 記 の 各 点 に つ き 、 ① に は 言 及 の
可 否 、 ② に そ の 理 由 、 ③ に 代 替 案 を 記 し て お
き ま す) を お 送 り し ま す の で 、 貴 地 出 張 中 の
山 下 情 報 調 査 局 長 及 び 宮 本 企 画 課 長 に 手 交 願
い ま す 。 尚 、 本 電 の 扱 い に つ き ま し て は 、 ぐ
れ ぐ れ も 御 留 意 願 い ま す 。

1 . 第 1 パ ラ

(1) 人 権 へ の 言 及 の 可 否

① 言 及 は 不 適 当 。

人権への言及もやむを得ないを考慮する

② 民主化運動の武力鎮圧に

限定した利権の

ついでにはともか

（他も、）

死刑執行等と直接リンクした形で人権を無視したものであることは、中国側が国内法に基づき執行した旨主張している以上、かかる国内法の適用が人権に背馳する旨主張するに等しく、中国側の強い反発を招くことが予想され、かつ中国側に「内政干渉云々」の口実を与えるため。

~~③ 対案としては、人権への直接的な言及を避けた我が方案文。~~

2. 第2パラ

(2) (1) 軍事協力の停止

① 我が国の実体に鑑み、案文自体が不正確。

② 我が国については、「引き続き軍事協力を行わないこととする」ということであり、

suspend は実体に合わない。

③ どうしても措置の内容を書くというのであれば、ハイ・レベル交流の停止等の他の措置と共に例示し、第2パラ第1文を以下の通り

とするのも一案。

「 This repression has led each of us to
take certain measures such as the
suspension of bilateral ministerial
and high-level relations, military
cooperation and arms trade with China. 」

(2) 閣僚とハイ・レベル関係の停止

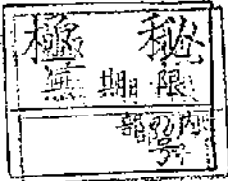
① 不適当。

② 我が国は、実体面では当面交流の予定はな
いものの、サミット国が共同して対中措置を
とった乃至とりつつあるとのラインを打ち出
すことは、徒らに中国の反発を招き、中国の
硬化・孤立化を招く懸念がある。

③ 本記 (2) のように、過去に採った措置の
例示のみを行う

(3) 世銀の新規融資の停止

① 可能であれば削除。



※総第

※昭和

年

月

日

秒受付

暗・略

電信案

電信課長

大臣
秘書官
政務次官
事務次官
外務審議官
外務審議官
官署長

主管

情報調査局長 御出張中

審議官

企画課長

首席事務官

※発電係

1

2

起案

昭和元年 7月 6日

起案者

電話番号

有吉 2727

(縦印欄内は電信課記入)

協議先

コピー
法務課長

法務課長

コピー
国際機構課長

国際機構課長

開発途上地域課長

未裁

外国人課長

コピー
中国課長

中国課長

北米才一課長

西欧才一課長

未裁

西欧才二課長

在

仏

大使
総領事
あて

外務大臣 発

件名

事務連絡

主管・文書記号

情企

※電番

大至急

至急

普通 (優先処理)

パターン・コード

転電

転送 在

転報

※転電番号

大使・総領事あて

大至急

至急

普通 (優先処理)

(八〇字)

※

GB-1

外務省

回覧番号

(昭和六二・一〇・六改正)

或は、明日のPR会合前に情調局長、情企長に
伝える必要が、今までの本日の二十時半までに御決裁願います
(情企 有吉 2727)

今 川 公 使 へ

池 田 情 報 調 査 局 審 議 官 より

今 次 サ ミ ッ ト に お け る 中 国 問 題 の 取 り 扱 い
振 り 、 及 び 中 国 問 題 そ の も の に 関 す る 我 が 方
考 え 方 は 、 既 に お 伝 え し て あ り ま す が (仏 宛
往 電 第 2 4 1 0 、 2 4 1 1 、 2 4 1 2 号) 、
御 参 考 ま で に 、 仏 側 宣 言 案 へ の 取 り 敢 え ず の
コ メ ン ト (下 記 の 各 点 に つ き 、 ① に は 言 及 の
可 否 、 ② に そ の 理 由 、 ③ に 代 替 案 を 記 し て お
き ま す) を お 送 り し ま す の で 、 貴 地 出 張 中 の
山 下 情 報 調 査 局 長 及 び 宮 本 企 画 課 長 に 手 交 願
い ま す 。 尚 、 本 閣 の 扱 い に つ き ま し て は 、 く
れ ぐ れ も 御 留 意 願 い ま す 。

1 . 第 1 パ ラ

(1) 人 権 へ の 言 及 の 可 否

① 言 及 は 不 適 当 。

② 民 主 化 運 動 の 武 力 鎮 圧 に つ い て は と も か く 、

(三八〇字)

政府がかかる措置を—する—ことは、—政治—的—・—象
徴的な意味で、今後の日中貿易にマイナスの
影響を及ぼす可能性あり。

(5) 留学生への査証供与

① 原案で可。

(了)

極 秘
無 期 限
部 内 号

※総第

※昭和

年 時

月 分

日 秒 受付

暗 略

電 信 案

電信課長

大臣
秘書官
政務次官
事務次官
外務審議官
外務審議官
官房長

主管
情報調査局長 御出張中
審議官
企画課長
首席事務官

※発電係 1 2
起案
昭和元年 7 月 6 日
起案者 電話番号 2727

協議先

法務課長
コシノ

国際機構課長
開発途上地域課長
外国人課長

中国課長
北米一課長
西欧一課長
西欧二課長

在 仙	大使 総領事 あて	外務大臣 発
件 名	事務連絡	
主管・文書記号	※電番	大至急 至急 普通 (優先処理)
情報 企		パターン・コード
転電 転送 在 転報	※転電番号	大至急 至急 普通 (優先処理)
大使・総領事あて		
↓		
※		

(八〇字)

(注意) 1枚目は、機械で処理しますので、折り曲げない様願います。

或は恐縮ですが、明日のPR会合前に情報調局長、情報企長に
任する必要や、手すので本日、十時半までに御決裁願います。
(情報 有 2727)

GB-1

外務省

回覧番号

(※印欄内は電信課記入)

(昭和六二・一〇・六改正)

め各国にデマルシェを行った。

(ハ) 我が国は、本件審議に関して、中国国内の情勢が調達も含めプロジェクトを実施するような情勢に未だないことを理由に、コナブル総裁に対し、延期が望ましい旨コメントを行った。

(4) 新規貿易保険の^{受け}停止。

① 不可。

② ~~貿易~~ 輸出保険は、~~企業が負う非商業的リスクを減少させ、貿易を促進する上で少なからぬ役割を果たしている。従って、その新規引き受けを行わないことは、民間企業の対中輸出をデスカレッジするものであり、~~経済上の「間接的制裁」とも言い得るもの^{であり、}故に~~本措置~~を採ることは、中国を孤立化させないとの方針から逸脱。又、物や人の交流の振興を通じて中国の改革・開放の進展を促し、中国がより開かれ、民主化された国となることを促進

することが、長期的にみれば中国人民の福祉にもかなうと思料。

(前項(3)③に続け)

③ 第2パラ第2文後段を以下の通りとする。

「・・・has been postponed, and that some appropriate measures have been taken concerning new requests for credit insurance.」

④ 注

仏案では「credit insurance」とのみ述べており、その意味するところが狭義の「輸出^{普通}保険」なのか、広義の「貿易保険」(我が国^{普通}法制度上は、輸出保険の他、投資保険人等も含まれる)なのか不明である(この英語では、輸出代金保険(アフレット輸出等対象)^{普通} (直接投資等対象))。以上の議論は、^{普通}「輸出保険」が意味されていることを前提として行っているが、万一仏側が「貿易保険」を意図している場合には、特に対中投資との関係で、我が国としてかかる案を受け入れることは不可能。

(参考)

(イ) 既に、我が国も^{貿易}輸出保険につき具体的措置を採っている(「優良国」扱いから「準優良国」扱いへの変更^引保険料率の引き上げ、リスク・カバレッジの縮小^等)。従って、^(どうしても)本件に言及^(せざるを得ない)する場合には、我が国^(が既にやった)の具体的措置の範囲内の表現にとどめるべき。

(ロ) 尚、宣言案の存在には触れることなく、通産当局の感触を内々打診したところ、通産も新規^{貿易}輸出保険の^(引き受け停止など)延期には強く反対していた。

(ハ) 実体に注目すれば、これまで民間企業は、中国を「安定した国」と見成^(継続)してきたこともあってか、輸出保険を申請する企業は殆どなかった。その意味では、新規引き受け停止も^(が海外投資保険を対処に含める場合など限りではない)実質的影響を及ぼさない可能性もある。

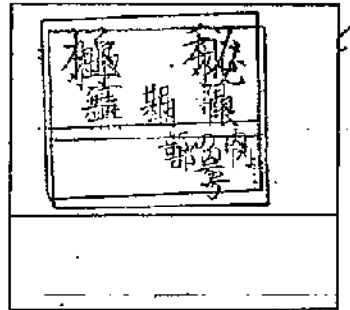
^{他方}しかし、^(により)本件措置は、中国情勢の不透明感と輸出保険の^(輸出保険の周知等には関係しては、仮りに仮提案が採択されれば)併せて民間企業に更なる不安感を与えることともなり、^(全く実質的影響がないとは言えない)心理的影響は極めて大^に更に、

政府がかか^る措置^をす^ること^は、政治^的・象^徴
徴的な意味で、今後の日中^{長期的な}貿易^{関係}にマイナスの
影響を及ぼす可能性^大あり。

(5) 留学生への査証供与

① 原案で可。

(了)



※総第

※昭和

年時

月分

日秒受付

暗 略

電 信 案

電信課長

大臣
秘書官
政務次官
事務次官
外務審議官
外務審議官
官署長

主管
情報調査局長 御出張中
審議官
企画課長
首席事務官

※発電係 1 2
起案
昭和元年 7月 6日
起案者 電話番号 2727

協議先
法務課長
コロニア課長

国際機関課長
開発途上地域課長
外国人課長

中国課長
北米一課長
西欧一課長
西欧二課長

(※印欄内は電信課記入)

在 仏	大使 総領事 あり	外務大臣 発
件名	事務連絡	
主管・文書記号	※電番	大至急 至急 普通 (優先処理)
情報		パターン・コード
転電 転送 在 転報	※転電番号	大至急 至急 普通 (優先処理)
大使・総領事あり		
※		

(注意) 1枚目は、機械で処理しますので、折り曲げない様願います。

(八〇字)

(昭和六二・一〇・六改正)

GB-1

外 務 省

回覧番号

誠に恐縮ですが、明日のPR会合前に情報局長、情報主任に任之る必要がございますので、本日一十時半までに御決裁願います。(情報 有 2727)

今川公使へ

池田情報調査局審議官より

今次サミットにおける中国問題の取り扱い
振り、及び中国問題そのものに関する我が方
考え方は、既にお伝えしてありますが（仏宛
往電第2410、2411、2412号）、
御参考までに、仏側宣言案への取り敢えずの
コメント（下記の各点につき、①には言及の
可否、②にその理由、③に代替案を記してお
きます）をお送りしますので、貴地出張中の
山下情報調査局長及び宮本企画課長に手交願
います。尚、本^電殿の扱いにつきましては、く
れぐれも御留意願います。

1. 第1パラ

（1）人権への言及の可否

①言及は不適當。

②民主化運動の武力鎮圧についてはともかく

死刑執行等と直接リンクした形で人権を無視したものであることは、中国側が国内法に基づき執行した旨主張している以上、かかる国内法の適用が人権に背馳する旨主張するに等しく、中国側の強い反発を招くことが予想され、かつ中国側に「内政干渉云々」の口実を与えるため。

③ 対案としては、人権への直接的な言及を避けた我が方案文。

2. 第2パラ

(2) (1) 軍事協力の停止

① 我が国の実体に鑑み、案文自体が不正確。

② 我が国については、「引き続き軍事協力を行わないこととする」ということであり、

suspend は実体に合わない。

③ どうしても措置の内容を書くというのであれば、ハイ・レベル交流の停止等の他の措置と共に例示し、第2パラ第1文を以下の通り

とするのも一案。

「 This repression has led each of us to
take certain measures such as the
suspension of bilateral ministerial
and high-level relations, military
cooperation and arms trade with China. 」

(2) 閣僚とハイ・レベル関係の停止

① 不適當。

② 我が国は、実体面では当面交流の予定はな
いものの、サミット国が共同して対中措置を
とった乃至とりつつあるとのラインを打ち出
すことは、徒らに中国の反発を招き、中国の
硬化・孤立化を招く懸念がある。

③ 下 記 (2) のように、過去に採った措置の
例示のみを行う。

(8) 世銀の新規融資の停止

① 可能であれば削除。

② サミット諸国が共同して中国や世銀に対し
圧力をかけているとのラインを対外的に明確

にすることは、中国を孤立させることに繋が
る恐れがあり、得策でない。

③ 削除が困難であれば、第2パラ第2文前段
を以下の通りとする。

「 Furthermore we noted that the
examination of new loans by the World
Bank has been postponed and that . . 」

④ 参考（事実関係）

（イ）ある対中新規融資案件について世銀
の対中融資理事会の審議が、当面延期された。

これは、

~~中国情勢の鑑み、~~

~~我が国と中国との関係が、当面延期された。~~

進国の感触を踏まえ、コナブル総裁が中国側
に、~~中国情勢の鑑み、~~（上程されて否決されたら、今後当分
を説得したことによる）と

（ロ）米は、上記に先立ち、本件承認は無期
限延期すべしと対外的に発表し、我が国を含

め各国にデマルシユを行つた。

(ハ) 我が国は、本件審議に関して、中国国内の情勢が調達も含めプロジェクトを実施するような情勢に未だないことを理由に、コナブル総裁に対し、延期が望ましい旨コメントを行つた。

(4) 新規貿易保険の停止。

① 不可。

② 輸出保険は、企業が負う非商業的リスクを減少させ、貿易を促進する上で少なからぬ役割を果たしている。従って、その新規引き受けを行わないことは、民間企業の対中輸出をデスカレッジするものであり、経済上の「間接的制裁」とも言い得るもの。故に、本措置を採ることは、中国を孤立化させないとの方針から逸脱。又、物や人の交流の振興を通じて中国の改革・開放の進展を促し、中国がより開かれ、民主化された国となることを促進

することが、長期-的-にみれば中-国-人-民の福祉にもかなうと思料。

(前項(3)③に親付)

③ 第2パラ第2文後段を以下の通りとする。

「・・・has been postponed, and that some appropriate measures have been taken concerning new requests for credit insurance.」

④ 注

仏案では「credit insurance」とのみ述べており、その意味するところが狭義の「輸出保険」なのか、広義の「貿易保険」(我が国法制度上は、輸出保険の他、投資保険等も含まれる)なのか不明である(この英語では、一義的には意味が決まっていこない)。以上の議論は、「輸出保険」が意味されていることを前提としているが、万一仏側が「貿易保険」を意図している場合には、特に対中投資との関係で、我が国としてかかる案を受け入れることは不可能。

また、経済界からの反応も十分承知され。

(1) 案議に添付された、中小の輸出保険を

申請した企業は少なかった(最近一年間の

輸出保険の引受受入(信託に付す輸出信託の

要約台帳の要約)對此に申請したのは極めて少なかった

事実と云ふこと)

新規に引受を希望する企業は

かなり企業の中で輸出のハードを大に削減

するものあり、また、輸出金融政策(クレジット・

クレジット)が(輸出保険の引受と密接に連関している)

事実上入ったにしろ一時的にあり、日中貿易に

与える影響も極めて大きいと言え、貿易量が

著しく低下している。

(2) 更に金融政策の要約により、いわゆる「輸出信託」

が急増しており、民間企業にとって輸出保険

の持つ意味が高まってきたという状況下での

本件措置は、中国情勢の不透明感と併せて

民間企業に与えた不安感を増大させてい

た。その心理的影響は極めて大。

(口) 尚、宣言案の存在には触れることなく
通産当局の感触を内々打診したところ、通産

1. 钢铁、有色金属、机械、化工、轻工、纺织、食品、医药、能源、交通、电子、信息、环保、农业、林业、水利、海洋、航天、国防、其他。
 2. 钢铁、有色金属、机械、化工、轻工、纺织、食品、医药、能源、交通、电子、信息、环保、农业、林业、水利、海洋、航天、国防、其他。
 3. 钢铁、有色金属、机械、化工、轻工、纺织、食品、医药、能源、交通、电子、信息、环保、农业、林业、水利、海洋、航天、国防、其他。

~~は、中国を「安定」に見成してきた。~~

となかつた。その味は、新規引き受け停

~~正も実質的影響を~~ ~~与へ~~ ~~ない可能性もある。~~

~~しかし~~ 本件措置、国情勢の不透明感と

併せて、民間企業 更に不安感を与えるこ

とともなり、心理形は極めて大。更に

(三八〇字)

政府がかかる措置を^とすること^のは~~政治的・象~~
^{大々視し出す}徴的な意味で、今後の日中貿易にマイナスの
影響を及ぼす^{可能性あり}。→^{経済的・社会的} 四

(5) 留学生への査証供与

① 原案で可。

(了)



(本) 以上、我が国の経済政策、行政等、

我が国の経済政策、行政等、

我が国の経済政策、行政等、

我が国の経済政策、行政等、

我が国の経済政策、行政等、

我が国の経済政策、行政等、

我が国の経済政策、行政等、

我が国の経済政策、行政等、

我が国の経済政策、行政等、

我が国の経済政策、行政等、

我が国の経済政策、行政等、

我が国の経済政策、行政等、



※総第

※昭和

年時

月分

日秒受付

暗・略

電信案

電信課長

大臣
秘書官
政務次官
事務次官
外務審議官
外務審議官
官房長

主管

情報調査局長 御出張中

審議官

企画課長

首席事務官

※発電係

1

2

起案

昭和元年7月6日

起案者 電話番号

2727

協議先

法規課長
コープ課長

国際課長
開発途上地域課長
外国人課長

中国課長
北米才一課長
西欧才一課長
西欧才二課長

在

仏

大使
総領事

あて

外務大臣 発

件名

事務連絡

主管・文書記号

情企

※電番

大至急

至急

普通

(優先処理)

パターン・コード

転電

転送

転報

在

※転電番号

大使・総領事あて

大至急

至急

普通 (優先処理)

(入○字)

※

GB-1

外務省

回覧番号

或る程度まで明日のPR会合前に情報調局長・情企長に
任せる必要や否や
7月7日
本日二十時半までに御決裁願います
(情企 有吉 2727)

(注意) 1枚目は、機械で処理しますので、折り曲げない様願います。

(※訂機内は電信課配入)

(昭和六二・一〇・六改正)

③ 削除が困難であれば、第2パラ第2文前段
以下を^{以下を}以下の通りとする。^{「トーンがブレたが、そのこととす。」}

Furthermore we noted that the examination of new loans by the World Bank has been postponed and that . . .

④ 参 考 (事 实 関 係)

(イ) ある対中新規融資案件についてその世銀に事柄をやりとりせられ、右掲上げの株主総会での審議が当面延期された。

中国情勢は鑑み、

~~我々が我々として懸念した我が國を台めた~~ 先
 進國の感觸を踏まえ、コナブル總裁が中国側
 へ「~~我々は上程されたいが~~」(上程されて頂きたい。今後当分
 を説得したことによる 後者を見る必要もない)とて

(ロ) 米は、上記に先立ち、本件承認は無期限延期すべしと対外的に発表し、我が国を含む

め各国にデマルシェを行った。

(ハ) 我が国は、本件審議に関して、中国国内の情勢が調達も含めプロジェクトを実施するような情勢に未だないことを理由に、コナブル総裁に対し、延期が望ましい旨コメントを行った。

(4) 新規貿易保険の停止。

① 不可。

② 輸出保険は、企業が負う非商業的リスクを減少させ、貿易を促進する上で少なからぬ役割を果たしている。従って、その新規引き受けを行わないことは、民間企業の対中輸出をデスカレッジするものであり、経済上の「間接的制裁」とも言い得るもの。故に、本措置を採ることは、中国を孤立化させないとの方針から逸脱。又、物や人の交流の振興を通じて中国の改革・開放の進展を促し、中国がより開かれ、民主化された国となることを促進